秋田市庁舎自動販売機設置事業者募集要項

秋田市では、飲料水自動販売機を秋田市庁舎（議場棟、分館、消防庁舎、山王別館、職員研修棟）に設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、庁舎の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を図りながら市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

１　入札物件

物件番号	庁舎名称	所在地	貸付場所・台数	貸付面積	予定価格(年額・税抜) ※最低落札価格
１	議場棟	秋田市山王一丁目１－１	東側入口横(屋外)１台 （防災仕様の条件付）	１台につき 1.21㎡程度	２９，１００円
２	議場棟		東側入口横(屋外)１台		４７，８００円
３	分館		分館(１階ホール)　２台		９９，７００円
４	消防庁舎		消防庁舎(２階)　１台		６１，４００円
	山王別館		山王別館(１階)　１台		
５	消防庁舎		消防庁舎(３階)　１台		１２９,６００円
	職員研修棟		職員研修棟(１階)　１台		

※貸付面積には回収ボックスおよび放熱スペースを含む。

＜防災仕様の条件＞

※物件番号１の自動販売機は、本庁舎エレベーター２基内に防災備蓄ボックス２台、ＡＥＤ１台を設置し、維持管理することを条件とする。

防災備蓄ボックス仕様	型式：EVSB01-S(同等程度)	１台
	型式：EVSB01-S/AD(同等程度)	１台
ＡＥＤ仕様	型式：HS1(同等程度)	１台

２　日 程

項　　　目	日　　　程
受　付　期　間	平成２６年１月２７日（月）から平成２６年２月１７日（月）まで
入札日および場所	平成２６年２月２６日（水）午後１時３０分　山王別館２階第２会議室
契約の締結期限	平成２６年３月４日（火）まで

３　入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(2) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体、又はその団体に属する者でないこと。

(3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

⑷ 市税の滞納がないこと。
⑸ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。
⑹ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の経験を有し、平成２４年度および平成２５年度において全て誠実に業務を履行した実績を有すること。

４　契約上の条件等
⑴ 貸付契約の内容
この貸付契約は、地方自治法238条の４第２項第４号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。
⑵ 貸付期間
平成２６年４月１日～平成２８年３月３１日
⑶ 貸付料等
ア 貸付料
秋田市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。
貸付料は別途発行する納入通知書により年度毎に指定期日までに納入すること。また、既に納付した貸付料は返還しない。
イ 必要経費等
自動販売機の設置等、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。電気料は設置事業者が子メーターを設置のうえ、市が計測し月毎に別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。
（電気料の算定方法：電気料＝｛月間消費電力量×料金単価｝±燃料費調整額＋太陽光発電促進付加金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金）
ウ 遅延損害金
納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年利９．２５％の遅延損害金を加算して支払うこと。
⑷ 使用上の制限
次の事項を遵守すること。
ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。
イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。
ウ 販売品目は飲料（酒類又はその類似品を除く）とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下とする。
⑸ 維持管理責任
次の事項を遵守すること。
ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機（飲料水自動販売機）１台に１個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。
エ 自動販売機の故障、問い合わせおよびに苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
⑹ 売上高等の報告
ア 自動販売機の売上状況を４月から３ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の月末までに売上高を書面により報告すること。
イ 秋田市が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。
⑺ 原状回復
設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、指定期日までに原状回

復すること。

5　入札申込手続き

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を持参すること。

申込受付期間　平成２６年１月２７日（月）～平成２６年２月１７日（月）
平日のみ　午前９時から正午までおよび午後１時から午後５時まで
※ 郵送、電話、FAX、Eメール等による受付は行わない。

提　出　先　秋田市総務部管財課　庁舎管理担当（秋田市庁舎分館２階）

(2) 必要な書類（各１部）

ア 入札参加申込書
イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）
ウ 固定資産税、法人市民税又は個人市民税の納税証明書の写し（いずれも直近年度のもの）
エ 誓約書（平成２４年度および平成２５年度における実績を確認できる契約書等の写し）
※各証明書については、いずれも発行後３か月以内のものを提出すること。
※入札申込書、誓約書は秋田市ホームページから入手すること。

(3) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。
イ 提出された申込書の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。
ウ 指名通知および非指名通知は、平成２６年２月２０日（木）までにFAXで行う。

6　入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札は平成２６年２月２６日（水）午後１時３０分　市役所山王別館２階 第２会議室で行う。入札開始時間の１５分前から受付を開始する。
イ 入札は、物件番号順に１物件毎に行う。
ウ 応募する者は２物件しか落札できないこととし、２物件落札後に別物件の入札がある時は以降の入札には参加できない。
エ 入札書に記載する入札金額は、１年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受け付けない。
カ 代理人の者が入札される場合は、委任状が必要になるので、物件毎に必要事項を記載し記名押印し持参すること。
キ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

ア 入札参加申込書の写し
イ 入札書
ウ 委任状（※代理人の者が入札される場合、物件毎に必要）
※入札書、委任状は秋田市ホームページから入手すること。

7　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札

⑵ 入札に関し、不正行為があった場合の入札
⑶ その他指定した以外の方法による入札

８　落札者の決定
⑴ 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
⑵ 落札者となるべき者が２人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
⑶ 落札決定後の辞退はできない。

９　決定後の手続き
設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議の上、「貸付契約書」を締結する。
(1) 行政財産借受申込書
(2) 設置場所の位置図
(3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力がわかるもの）
※議場棟東側入口(屋外)･1台(防災仕様の条件付)の設置事業者に決定した者は、防災備蓄ボックス仕様書･AED仕様書及び、取扱説明書の提出をすること。

10　その他
(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、秋田市財務規則(昭和40年秋田市規則第６号)、その他関係法令の定めるところによる。
(2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
(3) 提出された申込書等は返却しない。
(4) 募集に関する問い合わせ先
秋田市総務部管財課　庁舎管理担当　　　　電話 ０１８－８６６－２０５３